

身体拘束等の適正化のための指針

社会福祉法人 丹波市社会福祉協議会

1 身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体的拘束は高齢者や障がい者の生活の自由を制限するものであり、その身体・精神に重大な影響を与える可能性がある。

社会福祉法人丹波市社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、高齢者や障害者の尊厳保持及び権利擁護のため、身体的拘束は緊急やむを得ない場合を除き原則として実施しない。

＜参考＞身体的拘束に該当する具体的な行為（厚生労働省「身体拘束ゼロへの手引き」より）

- ①徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意志で開くことの出来ない居室等に隔離する。

2. 身体拘束適正化のための組織体制

（1）身体拘束適正化委員会

社協は、組織的かつ継続的に身体拘束適正化に取り組むため、身体拘束適正化委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会に関する事項は、虐待防止委員会・身体拘束適正化委員会設置要綱に定める。

（2）身体拘束適正化の担当者

各事業所の身体拘束適正化の担当者は、管理者とする。

3 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

（1）職員の定期的な外部研修の受講

職員は、丹波市や兵庫県社会福祉士会等の外部機関が主催する身体拘束適正化のための研修を1年度に1回以上受講するものとする。ただし、臨時職員については、職員が受講した研修を事業所内で伝達することとする。

（2）委員会による研修

委員会の研修は、（1）の受講状況を踏まえ、当該年度内にすべての職員が身体拘

束適正化のための研修を受講できるよう必要に応じて企画し、実施する。

(3) 新規採用職員に対する研修

新規採用職員に対しては、各事業所において本指針、身体拘束の定義、身体拘束に関する相談報告体制、その他高齢者・障がい者の権利擁護について研修を行う。

(4) 実施内容の記録

(1)(3)の実施内容は「職員研修要綱」に定める研修受講報告書に受講した職員が記録し、(2)の実施内容は委員会事務局が記録する。いずれの記録もその写しを事業所において5年間保管する。

4 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

(1) 要件の確認

緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合は、次のいずれにも該当することを確認しなければならない。

①切迫性・・・利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

②非代替性・・・身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。

③一時性・・・身体拘束その他の行動制限が一時的であること。

(2) 委員会への報告

事業所は(1)の確認に加え、様式第1号にその状況及び背景、家族の同意を記録し、速やかに委員会に報告する。

5 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

委員会は、事業所から身体拘束に関する報告があった場合は、その適正性と廃止に向けた方策の検討を行う。やむを得ず身体拘束を継続する場合も、月1回廃止に向けた協議を行い、その内容は様式第2号に記録する。

6 記録の保存

様式第1号及び第2号の記録は、身体拘束を廃止した日から5年間事業所において保存する。

7 当指針の閲覧について

当指針は、利用者及び家族がいつでも事業所で閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上に公表する。

附則

この指針は、令和6年3月1日から施行する。

附則（令和6年11月1日決裁）

この指針は、令和6年11月1日から施行する。

身体拘束・行動制限に関する説明書

利用者名 _____ 様

あなたの状態が、次の①、②、③を全て満たしておられるため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間帯において最小限度の身体拘束を行います。
ただし、解除することを目的に継続的に検討を行います。

記

- ①利用者本人又は他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。
②身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない。
③身体拘束その他の行動制限が一時的である。

個別の状況による理由	
方法（場所、内容、部位）	
時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
開始及び解除の予定	令和 年 月 日 時 分から 令和 年 月 日 時 分まで

上記のとおり実施いたします。

令和 年 月 日

事業所名： _____

管 理 者： _____

(利用者・家族の記入欄)

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

令和 年 月 日

氏名： _____

(利用者との続柄) _____

緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録

利用者名 _____ 様

年月日	日々の心身の状態等の観察・再検討結果	委員会参加者氏名	記録者